

## 国立市くにたちベンチ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等からの寄付により、記念プレート付きベンチ（以下「くにたちベンチ」という。）を設置する事業（以下「くにたちベンチ事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって市民に親しまれ潤いのあるまちづくりを通して市政が市民からより身近なものとして感じられるようにすることを目的とする。

(設置場所)

第2条 くにたちベンチを設置する場所（第6条第2項において「設置場所」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学通り緑地帯（国立市が管理する国立市東1丁目22番地、東2丁目29番地及び東4丁目30番地の緑地帯をいう。）
- (2) 公園、遊園等（国立市都市公園条例（昭和41年7月国立市条例第12号）に定める都市公園、流域下水道処理場広場条例（平成12年12月国立市条例第61号）に定める広場、国立市児童遊園条例（昭和50年3月国立市条例第18号）に定める児童遊園その他市が管理する広場及び緑地をいう。）

(寄附者)

第3条 何人も、市に対してくにたちベンチ事業にかかる寄附をすることができる。ただし、寄附が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長はその寄附を受け入れないものとする。

- (1) 営利を目的としたものであるとき。
- (2) 特定の政治、宗教その他の思想について主張することを目的としたものであるとき。
- (3) 寄附によって特定の個人又は団体が不利益を被る恐れがあるとき。
- (4) くにたちベンチ事業の目的に適さないと市長が判断したとき。

(寄附の方法)

第4条 くにたちベンチ事業に係る寄附は、次のいずれかの方法により行うことができる。

- (1) くにたち未来寄附金の取扱いに関する要綱（平成23年9月国立市訓令第63号）の定めるところによるくにたち未来寄附制度の活用
- (2) 第10条第1項の規定により事業者からベンチを直接購入することによる、くにたちベンチの現物寄附

2 前項第1号に掲げる方法による寄附（以下「寄附金寄附」という。）の金額は、市長が別に定める。

(記念プレート)

第5条 くにたちベンチに取り付ける記念プレートには、寄附者名及び寄附者が希望するメッセージ（以下「メッセージ等」という。）を表記することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する内容を含むメッセージ等は、表記することができない。

(1) 広告、宣伝等

(2) 特定の政治、宗教その他の思想についての主張

(3) 特定の個人又は団体が識別され、又は識別され得る情報（当該個人又は団体の同意がある場合を除く。）

(4) 前各号に掲げるものほか、メッセージとしてふさわしくない市長が認める事項

第6条 くにたちベンチ事業に係る寄附の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、くにたちベンチ（寄附金寄附・現物寄附）申込書（第1号様式）を市長に提出して申込みをするものとする。

2 寄附の申込みは、毎年度、第3条第1項に掲げる寄附の方法の区分ごとに、時期を定めて受け付けるものとする。

(寄附受領の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、第3条第1項各号及び第5条各号に掲げる事項について、審査を行う。

3 市長は、前項の規定による協議が整ったときは、当該寄附の受領を決定し、くにたちベンチ寄附（寄附金寄附・現物寄附）受領決定通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

4 市長は、第3条第1項各号及び第1項各号に掲げる事項を審査の上当該寄附の受入れを不相当と認めるとき又は第2項の協議が整わないときは、当該寄附を受領しないことを決定し、くにたちベンチ寄附（寄附金寄附・現物寄附）不受領決定通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

(くにたち未来寄附の手続)

第8条 前条第3項の規定により寄附の受領の決定を受けた者（以下「寄附者」という。）（寄附金寄附を行う者に限る。）は、第4条第2項に定める金額について、くにたち未来寄附金の取扱いに関する要綱第3条の定めるところにより、速やかに納付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果当該寄附の受入れを相当と認めるときは、くにたちベンチの仕様及び設置場所について申込者と協議するものとする。

(著作権等)

第8条 寄附者は、メッセージ等に著作権法（昭和45年法律第48号）により保護される権利にかかるものがあるときは、あらかじめ、自らその利用の

権限を取得するとともに、利用に関する一切の責を負うものとする。

(くにたちベンチの作製)

第10条 市長は、毎年度、くにたちベンチの作製に係る事業者「(事項において単に「事業者」という。)」を指定するものとする。

2 市長は、第8条の規定により寄附金の納付を確認したときは、前項の規定により指定した事業者に次に掲げる事項を依頼する。

(1) ベンチの作製

(2) メッセージ等を表記した記念プレートの作製

(3) 前号で規定する記念プレートのベンチへの取付け

3 第4条第2号に掲げる方法による寄附を行う寄附者は、第7条第3項に規定する通知を受けた後、速やかに、事業者に前項各号に掲げる事項を依頼するものとする。

4 くにたちベンチのベンチ及び記念プレートの仕様については、市長が別に定める。

(くにたちベンチの設置)

第11条 市長は、前条の規定により作製されたくにたちベンチが納品されたときは、第6条第2項の協議により定めた場所に設置するものとする。

2 前項の規定に基づきくにたちベンチを設置するための費用は、市が負担する。

(工事完了通知)

第12条 市長は、くにたちベンチを設置したときは、くにたちベンチ工事完了通知書(第4号様式)により寄附者に通知する。

(くにたちベンチの帰属等)

第13条 くにたちベンチに関する権利は国立市に帰属し、一般の利用に供する管理物品とする。ただし、耐用年数を経過し、老朽化した場合等市長が必要と認めた場合は、当該くにたちベンチを補修し、撤去し又は移設することができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

1 この要綱は、平成31年4月3日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の国立市くにたちベンチ事業実施要綱の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な改正を加えた上、なお当分の間、使用することができる。